



いつ税務調査があっても 大丈夫ですか？

税務調査の対応ポイント

税務署では1～3月の確定申告などの繁忙期や7月の人事異動後に体制が整備されるため、税務調査は7月から12月までの間が多いようです。昨年は新型コロナウィルス感染症の影響により調査件数が大幅に減少しており、今年は件数が増加するのではないかと思われます。

「どんな納税者が調査対象となりやすいか」「もし、税務調査を受けることになった場合の対応方法」などを解説します。



1 税務調査対象者の傾向

税務調査は、すべての納税者に実施することが理想ですが、調査官の人数や日数の関係でそうすることは不可能です。そこで税務署は、前回の調査から一定期間を経過した納税者や調査の必要性が高い納税者を抽出し、優先順位をつけて税務調査を実施しています。

調査対象となりやすい納税者とは

従前は、好況業種、現金取引業種、マスコミで注目されている業種などが調査対象となりやすい傾向にあり、実際、税務調査で多額の不正所得が発見される事案が多くありました。しかし、コロナ禍にあっては、これまでの常識では測れないでの、調査対象となる業種も増えるのではないかと思われます。

- ① 有価証券・不動産等の大口所有者、
経常的な所得が特に高額な個人などの「富裕層」
- ② 海外資産や仮想通貨保有者
- ③ インターネット取引で好業績の事業者
- ④ 連年無申告の事業者
- ⑤ 多額の消費税還付申告をしている事業者

2 税務調査の連絡を受けたら

通常の税務調査は、国税局査察部が行う強制調査とは異なり任意調査です。まれに無予告で調査が実施される場合がありますが、通常は予め「事前通知」という連絡があり、税務調査の日時、場所、目的などの説明があります。事前通知を受けたら、次の点を確認し、税務調査を受けることが可能か検討しましょう。

①日程と場所の確保は可能か。②新型コロナによる影響はないか。③関与税理士の立ち合いは可能か。

もし、都合が悪い場合は無理に応じる必要はありません。遠慮なく申し出て、可能な日程で調整してもらいましょう。税務調査の日程が決まつたら、調査の対象となる帳簿書類等の準備を行います。経理担当者だけでなく、現場主任、工場長など調査に関わる可能性のある人たちには、事前に税務調査の対応方法を指導しておきましょう。

3 税務調査当日～終了まで

(1) 平常心でいつもどおりに

税務調査当日は、極度に緊張したり、妙にイライラしたりと平常心でいられないこともあるでしょう。しかし、そのような態度ではかえって調査官の不審を買ってしまいます。調査官は世間話や事業の概況を聞くことから始めますが、その時から税務調査は始まっており、何気なく納税者の様子を窺っているものです。心を落ち着かせて堂々と税務調査を受けましょう。

(2) 調査官が重点的に調査する項目

たとえば、法人税や所得税の税務調査であれば次のような項目が重点的に調査されます。

収入の計上もれ	<ul style="list-style-type: none">売上や雑収入などの収入が正しく計上されているか。当期(年)に計上すべき収入が翌期(年)に計上されていないか(いわゆる「期ズレ」)。
原価や在庫は正しく計上されているか	<ul style="list-style-type: none">仕入や外注費など原価の水増しはないか。棚卸の評価は適正か。在庫や仕掛品にもれはないか。
人件費の内容は正しいか	<ul style="list-style-type: none">タイムカード、勤怠管理簿、社会保険加入状況などと実際の勤務状況が一致するか。人件費を外注費などに仮装し、消費税を過少に申告していないか。
例年に比して増加・減少した科目の中身は適切か	<ul style="list-style-type: none">領収証などの帳票類の保存はあるか。利益調整ではないか。
収入と生活水準が見合っているか	<ul style="list-style-type: none">社長や事業主の収入に比して高価な家具や車はないか。高価な時計やバッグを持っていないか。不相当な趣味や交友関係はないか。

(3) 調査結果の説明

説明責任を強化する観点から、国税通則法において、調査終了時に「調査結果の説明」を行うことが義務付けられています。調査した結果、どんな誤りがあったのか、それによって所得金額や税額がどのように変わるのかなどの詳細な説明がありますので、正確に聞き取りメモを残しましょう。疑問や反論があれば、遠慮なく主張して構いません。調査官が誤って指摘していることもありますので、必ず意見をすり合わせましょう。もし、申告に誤りがあった場合でも、納得して修正申告、納税できるのが理想です。

4 税務署の処分に不服があつたら…

税務調査の内容に納得できず、修正申告に応じない場合は、税務署長や国税局長から更正・決定などの課税処分をされます。しかし、その処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める「再調査の請求」と「審査請求」という制度がありますので、不服がある場合は、どちらかを選択して申立てします。

① 再調査の請求 処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、処分を行った税務署長等に「再調査の請求書」を提出します。

② 審査請求 処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、処分を行った税務署長等の管轄区域を管轄(又は分掌)する国税不服審判所支部に「審査請求書」を提出します。

